

Ⅱ 産前・産後ケアの充実について

1 提言の背景

(1) 妊産婦・子どもを取り巻く環境

女性の社会進出が進む中、核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化、若年妊娠、晩婚化等により、産前・産後の身体的・精神的に不安定な時期に、家族等の身近な人の助けや地域からの支援が十分に得られず、不安や孤立感を抱きながら出産・育児を行う母親が少なからず存在し、産後うつや児童虐待に繋がるケースが表面化している。

このような状況の下、母子保健法の改正により、平成29年4月から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター（法律における名称は「母子健康包括支援センター）」を設置することが市町村の努力義務とされ、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）」において、令和2年度末までに全国展開を目指すこととされた。

また、令和元年12月の同法の改正により、産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされ、「少子化社会対策大綱（令和2年5月閣議決定）」において、令和6年度末までに全国展開を目指すこととされた。また、産後ケア事業においては、子育て世代包括支援センター等との連絡調整等を図ることも明記され、子育て世代包括支援センターの更なる機能強化が求められている。

国においては、平成30年12月に公布された成育基本法及び国民運動計画である「健やか親子21」等を基盤とし、子育て世代包括支援センターの設置促進や産後ケア事業の全国展開及び産前・産後サポート事業の推進等、地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進を図っている。

県においては、令和2年3月に策定した「かごしま子ども未来プラン2020」に基づき、市町村と連携し、妊娠期から子育て期への総合的・継続的な切れ目のない支援体制を推進するため、子育て世代包括支援センターの設置を促進するほか、市町村における妊婦健診、乳幼児健診、新生児聴覚検査の充実強化取組を支援し、産婦健診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進するなど、県内どこに

住んでいても安心して子どもを産み育てることができるよう支援体制の充実に取り組んでいる。

令和3年9月からは、孤立感や不安を抱えた若年妊産婦等が、身近に相談できる環境を整備するため、「かごぶれホットライン（若年妊産婦等オンライン相談支援事業）」として、SNS等を利用したオンライン相談窓口を新たに設置している。

県内市町村においては、平成9年4月に県からの権限移譲により、妊娠届時のアセスメントや妊産婦健診や訪問指導、マタニティ教室、子育て世代包括支援センターの設置・運営、産後ケア事業、ハイリスク母子支援等、母子保健に関する様々な取組を主体となって実施している。

(2) 産前・産後ケアの本県の現状

産前・産後ケアについては、市町村が全ての妊婦を対象に専門職による面接を行い、心身の状態や家庭の状況等を把握し、妊娠初期から、それぞれの妊産婦に寄り添った支援を実施している。県においては、アウトリーチを含めた相談支援体制の整備や市町村と連携した支援等を実施している。

全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供する「子育て世代包括支援センター」については、母子保健法において市町村に同センターの設置について努力義務が課されているが、令和3年4月時点で、37市町村43か所に設置されている現状にある。

本県における産後ケア事業は、41市町村において実施され、うち、直営が5市町村、委託が36市町村であり、事業を受託している38施設のうち、産科医療機関は11施設、助産所は27施設となっている（令和3年11月時点、実施予定含む）。

なお、産後ケア事業としては、地域のニーズや社会資源等の状況から、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の3種類の実施方法があり、令和2年度の事業利用者970人のうち、宿泊型は162人、デイサービス型は501人、アウトリーチ型は307人となっている。

産後ケア事業については、市町村の地理的特性や財政状況により、高額な自己負担額による利用控えや、受託施設の経営が逼迫することのないよう、適正な委託契約のもとで事業が実施されることが望まれる。

助産師の数を、二次保健医療圏域別人口10万人当たりで見ると、鹿児島圏域及び奄美圏域は全国平均を大きく上回る一方、南薩、川薩、出水、始良・伊佐、曾於、肝属の6圏域では、全国平均を下回っており、地域偏在が見られる。

(3) 課題

県内のどこに住んでいても、すべての妊産婦とその家族が安心・安全に妊娠・出産・子育てができる、包括的な相談支援体制の構築が求められている。特に、離島を多く有する本県においては、喫緊の課題となっている。

また、妊産婦を取り巻く環境は様々であり、妊産婦へ心理的・身体的な支援を行う産前・産後ケアは、妊産婦の育児不安や孤立感を軽減し、さらには産後うつや児童虐待を防止する重要な取組である。

しかしながら、産科医不足や助産師の地域偏在が見られるほか、市町村の財政状況等により、子育て世代包括支援センターの設置状況や産後ケア事業の実施については、地域間で差が見られる。

また、近くに相談できる家族や知人がいない妊産婦や、家族間でトラブル等が発生した場合など、一人で悩み精神疾患に追い込まれることもある。

このような事例に対応するためには、妊産婦やその家族の相談に専門家が対応することで必要な支援に確実につなげるなど、相談・支援体制の拡充を図る必要がある。

また、産前・産後ケアの重要性を妊産婦及びその家族等に周知するとともに、産後ケア事業の拡充と体制整備の強化を図る必要がある。

さらに、産後ケア事業は市町村が実施主体となっているが、ケアに関わる専門職の人材確保と育成強化は、各市町村独自の取組に加え、県としても総数確保等に取り組む必要がある。特に産科医のいない地域における助産師の確保・育成は喫緊の課題であり、地域偏在の解消に向け、市町村と連携して県においても取り組む必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 妊娠初期から子育て期を通じた包括的な相談支援体制の構築

① 産前・産後の不安や悩み等に対応可能な24時間体制の相談環境のさらなる整備促進

妊娠初期から子育て期を通じて、妊産婦やその家族がいつでも相談できる24時間体制の相談窓口が必要であることから、電話や面談だけでなく、SNS等を活用したオンライン相談の拡充を図ること。

② 市町村や関係機関との連絡・調整を密に行える助産師など専門職の配置

子育て世代包括支援センターが設置されていない市町村や助産師など専門職の確保が困難な地域への支援として、県が主体となって助産所や医療機関等と連絡・調整を密に行える専門職を配置するなど、環境整備を行うこと。

(2) 産前・産後ケアの拡充と体制整備の促進

① 産前・産後ケアの重要性の周知とマタニティ教室のさらなる充実の支援

妊娠初期から子育て期を通じて、必要な支援を行う産前・産後ケアの重要かつ必要性について広く妊産婦及びその家族等に周知し、市町村事業として取り組んでいるマタニティ教室への参加促進と内容の充実についても支援すること。

② 子育て世代包括支援センターの拡充と機能強化への支援

県内どこに住んでいても、妊産婦が妊娠初期から子育て期を通じた必要な支援が受けられるよう、すべての市町村において子育て世代包括支援センターの設置を促すこと。また、助産師等の専門職が専門性を生かせるような環境を整備し、機能強化を図ること。

③ 医療、福祉、療育、保育、教育等の子育て支援を提供する関係機関との連携強化

妊産婦が置かれた環境などにより必要な支援も様々であり、生まれた子どもに対する支援も異なることから、医療、福祉、療育、保育、教育等の子育て支援を提供する関係機関と連携を密に行うこと。また、妊産婦やその家族が必要に応じて弁護士等の支援も受けられる環境を整備すること。

④ 助産所など産後ケア施設の整備促進と産後ケア事業利用料の利用者負担の軽減

常駐の産科医のいない地域においては、妊産婦が安心して出産・子育てができる環境が必要なことから、助産師や栄養士、保育士などの医療や保育の専門家を中心とする助産所など産後ケア施設の整備促進に努めること。また、産後ケア事業利用料については、利用者負担の軽減が図られるよう努めること。

(3) 産前・産後ケアに関わる専門職の人材確保と育成強化

① 産後ケア事業の担い手である助産師等の人材確保

助産師の確保が困難な地域もあることから、潜在助産師の掘り起こしを行い人材確保に努めること。また、潜在助産師の再就業支援に取り組むこと。

② 妊娠初期から子育て期を通じて支援を行う専門職の育成強化

産前・産後ケアに携わる助産師等の資質向上を図るため、交通費等の助成やオンラインの活用といった研修に参加しやすい環境の整備を行うこと。また、現在実施している研修会を拡充し、より一層専門性の高い人材の育成に努めること。

参考

1 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）【抜粋】

（産後ケア事業）

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

- 一 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業
- 二 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業
- 三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 母子健康包括支援センター

（平二八法六三・改称）

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たつては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

2 かごしま子ども未来プラン2020（令和2年3月策定）【抜粋】

(1) 基本理念及び施策の方向

1 基本理念、基本目標及び施策の方向

鹿児島県の未来を担うのは子どもたちです。人口減少、子どもの数の減少に少しでも歯止めをかけることが必要です。結婚、妊娠・出産、子育ての希望がない、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、切れ目のない支援が重要です。

また、生まれながらの格差をなくし、子どもたちが夢と希望を持って、安心してたくましく、心豊かに成長できる社会づくりが大切です。

このため、次の基本理念及び基本目標のもと、5つの施策の方向に沿って、各種施策を推進していきます。

基本理念	子どもを産み育てやすい鹿児島を目指して ー子どもたちの笑顔と未来のためにー
基本目標	個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるとともに、次世代の育成を支援します。

施策の方向

① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実にも努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。また、安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、妊娠・出産、産後にわたる切れ目のない支援を行います。

② 安心して子育てができる社会づくり

子育ての様々な不安や負担を和らげ、全ての子育て家庭が安全かつ安心して子どもを育てられるよう、社会全体で子育てを支えようとする意識を高めるとともに、幼児期における質の高い教育・保育の提供や子育ての経済的負担の軽減、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが、豊かな心や健やかな体、社会で自立する力を身につけられるよう、知・徳・体の調和のとれた教育の推進や、安全・安心で質の高い教育環境づくりを行います。また、学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより、次代の鹿児島を牽引する人材を育成します。

④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

子どもたちが、家庭の経済的状況等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できるよう、児童虐待防止や子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、社会的養育の充実・強化などを推進します。

⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

仕事と生活、仕事と子育ての両立を可能にし、各々のライフスタイルに合わせた多様な働き方ができるように、企業における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な取組の促進や、仕事と子育ての両立のための環境整備等を行います。また、雇用の場の確保と創出を図ります。

(2) 施策目標及び具体的施策 <基本施策(2) 健やかな妊娠・出産への支援>

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

ア 妊娠・出産・産後にわたる切れ目ない支援

安心して出産を迎えるために、妊娠に対する正しい知識の普及や相談体制の充実のほか、妊娠の早期届出及び定期的な妊婦健康診査受診等の妊娠中の健康管理についての啓発に努めます。併せて、低出生体重児低減のための取組を推進します。

また、市町村と連携し、妊娠期から子育て期への総合的・継続的な切れ目ない支援体制を推進するため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を促進します。さらに、市町村における妊婦健診、乳幼児健診、新生児聴覚検査の充実強化の取組を支援するほか、産婦健診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進するなど、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができるよう、医療機関等関係機関との連携体制や環境整備の充実を図り、支援体制を推進します。併せて、妊産婦の心身の状態や胎児への負担に対する理解や配慮がある社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
妊産婦の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の妊娠届出や妊婦健康診査受診による妊娠期の健康管理の重要性の啓発 ・ 市町村の母娘学級・両親学級における妊娠や出産等に関する正しい知識の情報提供 ・ 父子手帳^(注14)の掲載による妊娠、出産、子育てへの配偶者の協力の大切さについて啓発 ・ 市町村や医療機関等との連携によるハイリスク妊産婦への保健指導の実施 ・ 働く妊婦の勤務上の配慮に係る母性健康管理指導事項連絡カード^(注15)の活用促進 ・ マタニティマーク^(注16)の普及啓発 ・ パーキングパーミット制度^(注17)の普及啓発 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課 障害福祉課
低出生体重児低減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中の喫煙や受動喫煙、食生活等の生活習慣の問題など改善可能な要因について、市町村と連携し妊婦への保健指導や正しい知識の普及啓発等の予防対策を実施 ・ 若い世代に対して、喫煙や思春期のやせの問題及び妊娠・出産等についての正しい知識の普及啓発を推進 	子ども家庭課 保健所
妊産婦への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施 ・ 医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 ・ 女性健康支援センター専門相談窓口の設置による妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施。また一般相談窓口として保健所で相談に対応 ・ 母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課
産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケア、産婦健康診査、産前・産後サポート事業についての情報発信 ・ すべての市町村が産婦健康診査に取り組み、要支援産婦への適切な支援ができるよう、県医師会等関係機関と連携し、体制を整備する。 ・ 保健所ごとに支援調整会議を開催し、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくりを行う。 ・ 産後も安心して育児ができるよう産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への情報提供等支援 	子ども家庭課 保健所

3 子育て世代包括支援センター市町村別設置状況(令和3年4月1日時点)

市町村名	設置数
鹿児島市	5
鹿屋市	1
枕崎市	1
阿久根市	1
出水市	1
指宿市	1
垂水市	1
薩摩川内市	2
日置市	1
曾於市	1
霧島市	1
いちき串木野市	1
南さつま市	1
志布志市	1
奄美市	1
南九州市	1
伊佐市	1
始良市	1
十島村	1
さつま町	1
大崎町	1
東串良町	1
錦江町	1
南大隅町	1
肝付町	2
屋久島町	1
大和村	1
宇検村	1
瀬戸内町	1
龍郷町	1
喜界町	1
徳之島町	1
天城町	1
伊仙町	1
和泊町	1
知名町	1
与論町	1
	43

37市町村43か所に設置

県子育て支援課資料

4 産後ケア事業の現状

(1) 産後ケア事業市町村別実施状況(令和3年11月時点) ※実施予定含む

市町村名	事業実施区分		事業類型		
	直営	委託	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型
鹿児島市		○	○	○	○
鹿屋市		○	○		○
枕崎市		○	○	○	
阿久根市		○	○	○	○
出水市		○	○	○	○
指宿市		○	○		
垂水市		○	○		○
薩摩川内市		○	○	○	○
日置市		○	○	○	○
曾於市		○	○	○	
霧島市		○	○	○	
いちき串木野市		○	○	○	○
南さつま市		○	○	○	
志布志市		○	○		○
奄美市		○	○		○
南九州市		○	○	○	
伊佐市		○	○		
始良市		○	○	○	
三島村		○	○		
十島村		○	○		
さつま町		○	○	○	○
長島町		○	○	○	
湧水町	○			○	
大崎町		○		○	○
東串良町		○		○	○
錦江町		○	○	○	○
南大隅町		○	○	○	○
肝付町		○	○	○	○
中種子町	○				○
屋久島町		○	○	○	○
大和村		○			○
宇検村		○	○	○	○
瀬戸内町		○			○
龍郷町		○			○
喜界町	○				○
徳之島町		○		○	○
天城町		○		○	○
伊仙町		○		○	○
和泊町	○			○	○
知名町	○			○	○
与論町		○		○	○
	5	36	27	28	29

県子ども家庭課資料

(2) 産後ケア事業受託施設の所在市町村別施設数（令和3年11月時点）

○県内施設への委託

市町村名	施設数
鹿児島市	3
鹿屋市	1
枕崎市	1
阿久根市	1
出水市	6
薩摩川内市	6
日置市	2
霧島市	2
いちき串木野市	1

○県外施設への委託

市町村名	施設数
都城市	2

市町村名	施設数
奄美市	4
伊佐市	1
始良市	2
さつま町	1
長島町	1
肝付町	1
瀬戸内町	1
徳之島町	1
与論町	1
合計	36

県子ども家庭課資料

(3) 産後ケア事業利用者数（鹿児島県内）

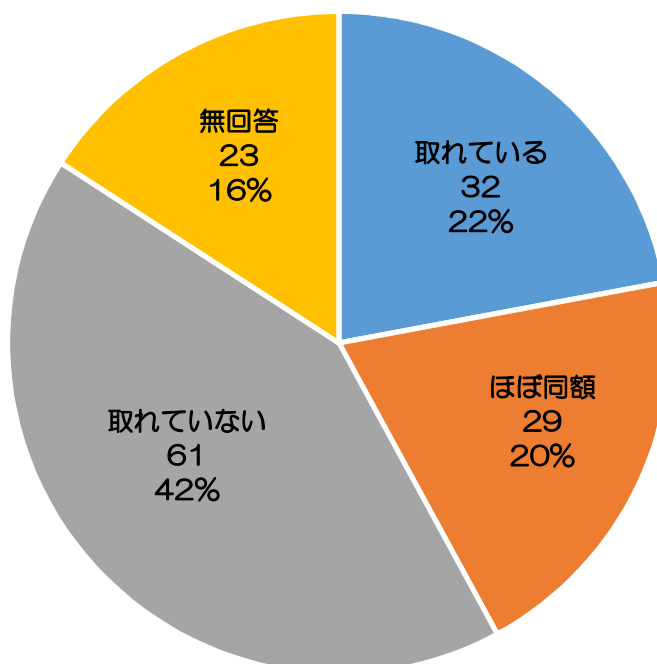
（単位：人）

年度	宿泊型	デイサービス型	アウトリーチ型	計
H30	214	367	296	877
R元	193	569	308	1,070
R2	162	501	307	970

県子ども家庭課資料

(4) 産後ケア事業受託事業者の状況

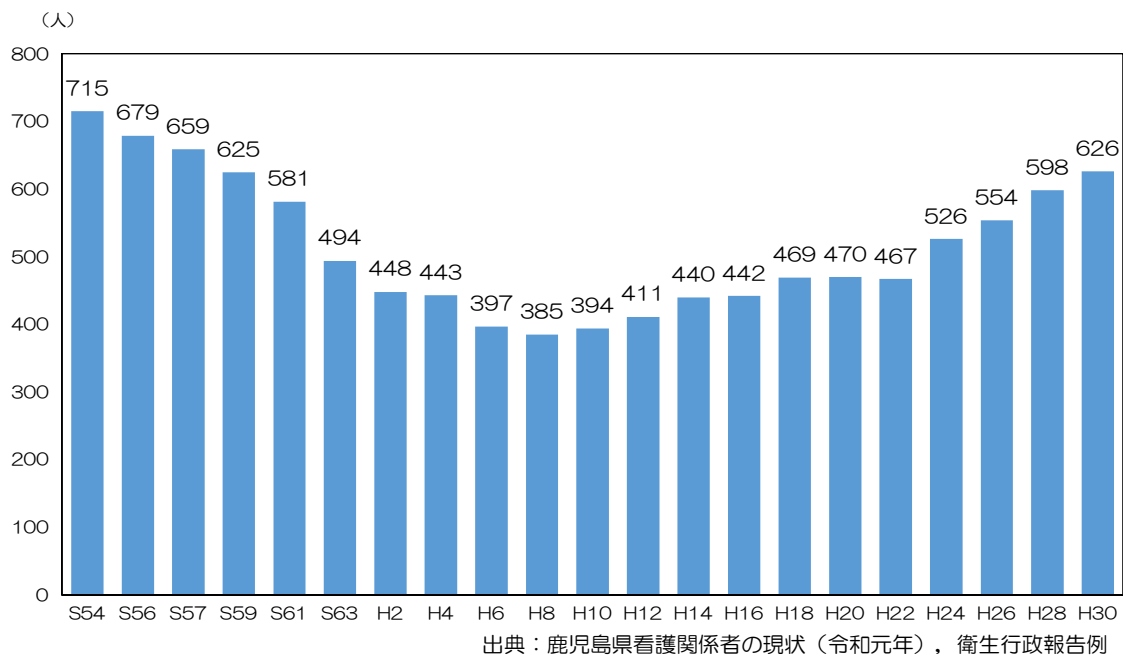
産後ケア単独で採算が取れていますか？



出典：公益社団法人日本助産師会政策調査委員会
「産後ケアに関する調査」（令和3年5月）

5 鹿児島県内の助産師の状況

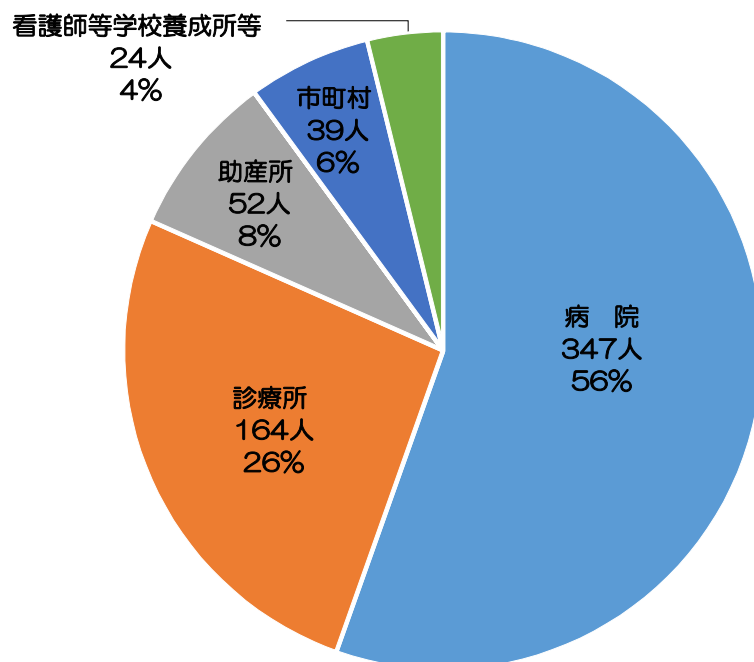
(1) 助産師就業者数の推移（各年12月31日現在）



(2) 助産師の就業場所

	病 院	診療所	助産所	保健所	市町村	看護師等学校養成所等	合 計
人 数	347人	164人	52人	0人	39人	24人	626人
割 合	55.4%	26.2%	8.3%	0.0%	6.2%	3.8%	

出典：鹿児島県看護人材確保計画（令和3年3月），平成30年衛生行政報告例



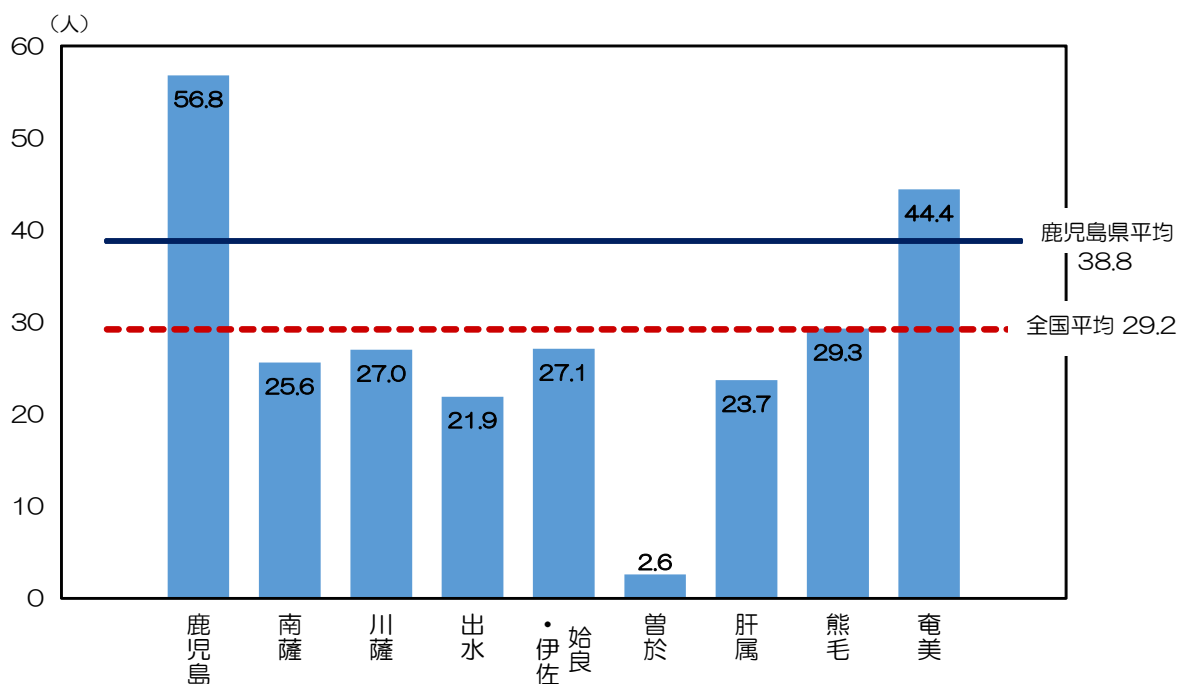
(3) 二次保健医療圏域別の助産師数（平成30年末）

（単位：人）

	鹿児島	南薩	川薩	出水	始良・伊佐	曾於	肝属	熊毛	奄美	鹿児島県	全国
就業者数	383	33	31	18	64	2	36	12	47	626	36,911
人口10万対	56.8	25.6	27.0	21.9	27.1	2.6	23.7	29.3	44.4	38.8	29.2

出典：鹿児島県看護人材確保計画（令和3年3月），平成30年衛生行政報告例

二次保健医療圏域別人口10万人当たりの助産師数



《 参 考 》 鹿児島県保健医療計画（平成30年3月策定）より一部抜粋

二次保健医療圏とは、高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療サービス等の提供が可能な圏域のこと。

小児科・産科医療圏	二次保健医療圏	圏域内市郡
薩摩	鹿児島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡
	南薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
北薩	川薩	薩摩川内市，薩摩郡
	出水	阿久根市，出水市，出水郡
始良・伊佐	始良・伊佐	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡
大隅	曾於※1	曾於市，志布志市，曾於郡
	肝属	鹿屋市，垂水市，肝属郡
熊毛	熊毛※2	西之表市，熊毛郡
奄美	奄美※3	奄美市，大島郡

※1 大隅小児科・産科医療圏における曾於地区について宮崎県都市との連携体制を維持していく必要あり。

※2 薩摩小児科・産科医療圏における鹿児島地区との連携体制を維持していく必要あり。

※3 奄美小児科・産科医療圏において沖縄県との連携体制を維持していく必要あり。